

相続領域における規制改革要望

2024年4月25日

一般社団法人 信託協会

- 1 相続領域における規制改革 要望サマリー P2
- 2 金融機関における相続手続きの流れ P3
- 3 戸籍証明書一式の電子化・法定相続人のオンライン認証イメージ P4

Appendix

1. 相続領域における規制改革 要望サマリー

戸籍証明書・法定相続情報証明制度にかかる現況

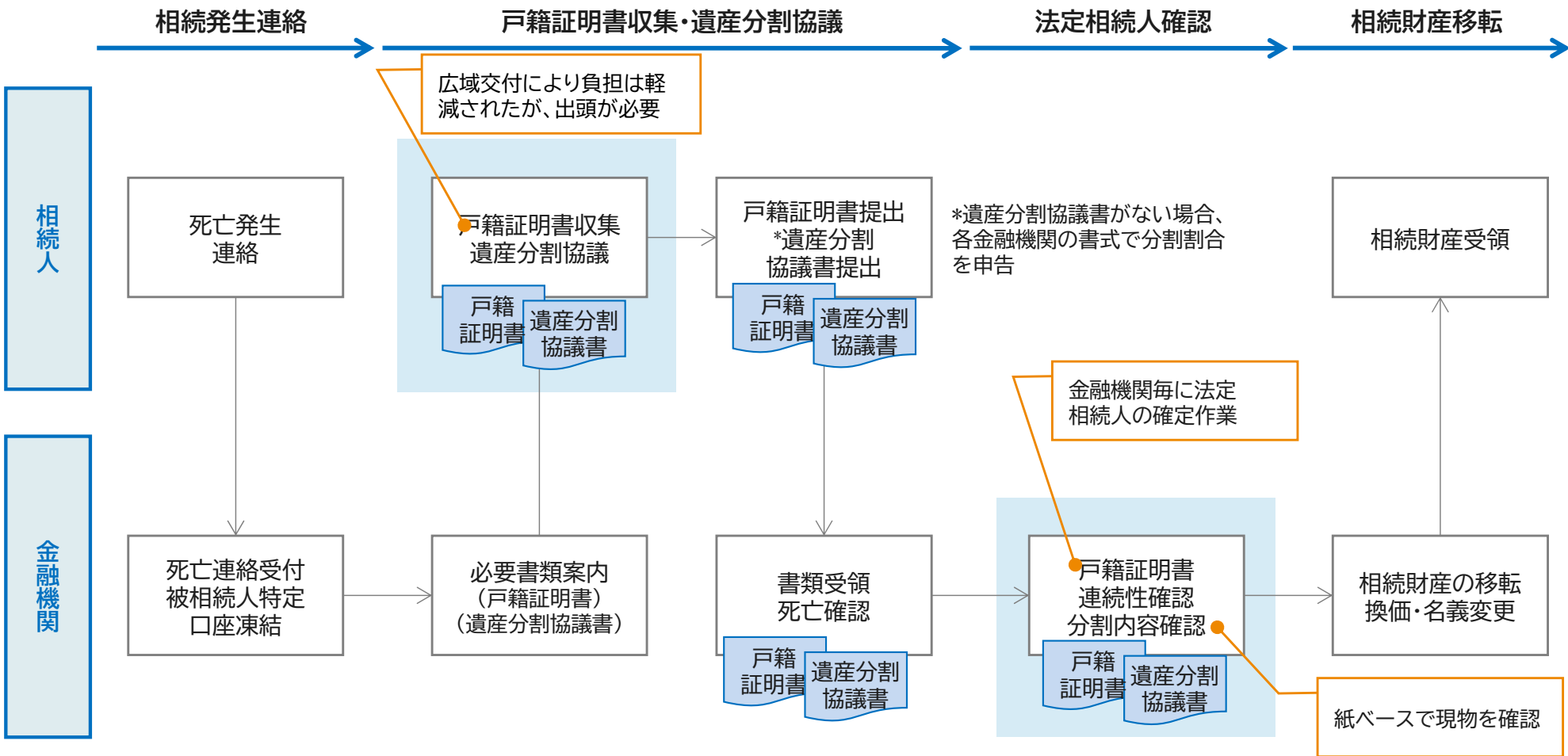
- 令和6年3月より、本籍地以外の市区町村で戸籍証明書の取得が可能に(以下、「広域交付」という)
- 広域交付は「一部の証明書は対象外」、「出頭による申請のみ」、「発行までに時間を要する」の状況
- 戸籍証明書および法定相続情報一覧図の媒体は従前通り「書面のみ」

戸籍証明書一式の電子化・法定相続人のオンライン認証

大項目	小項目	課題	要望事項	実現効果	
				相続人等	金融機関等
戸籍証明書一式の電子化	申請方法	広域交付では出頭が必要であり、また、発行までに時間を要する(当日交付できないケースもあり)	PC、スマホ等のデバイスを使用し、WEB上で申請可能にしていきたい(広域交付WEB化)	<ul style="list-style-type: none"> 出頭不要で広域交付と同じ証明書が取得可能となり利便性が向上 WEB取得が可能となり、出頭・郵送取得が減少(取得に係る負担減少) 	<ul style="list-style-type: none"> 証明書の不足案件が減少 紙の管理負担が減少し、効率的なペーパーレス手続きが可能に ⇒ 迅速な資産移転へ
	対象範囲	広域交付では電子化されていない戸籍証明書等一部対象外の証明書あり	WEBで取得可能な証明書の対象範囲を可能な限り拡大していきたい		
	媒体	書面のみのため物理的な授受が必要(後続手続きも書面となる)	電子データでの発行を可能にしていきたい(電子証明書の付与等)		
法定相続人のオンライン認証	申請方法	出頭もしくは郵送が必要	<ul style="list-style-type: none"> PC、スマホ等のデバイスを使用し、WEB上で申請可能にしていきたい 法務省にて法定相続情報一覧図を作成し、交付する仕組みを検討していきたい 	<ul style="list-style-type: none"> 出頭・郵送不要となり利便性が向上 法定相続情報一覧図の提出が容易に 	<ul style="list-style-type: none"> 法定相続情報証明制度の利用者が増加することで、相続手続き時の相続人特定に係る負担が社会全体で大幅に減少
	媒体	書面のみのため物理的な授受が必要(後続手続きも書面となる)	電子データでの発行を可能にしていきたい(電子証明書の付与等)		

2. 金融機関における相続手続きの流れ

- 金融機関では、口座保有者が死亡した際、「法定相続人」「相続財産の分割方法」の確認を経て、資産移転を図っている
- 相続人はエビデンスとして、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸籍証明書・遺産分割協議書を提出
- 戸籍証明書・遺産分割協議書は、それぞれ紙媒体での発行・作成となっており、真贋判定のため、現物を確認している



3. 戸籍証明書一式の電子化・法定相続人のオンライン認証イメージ

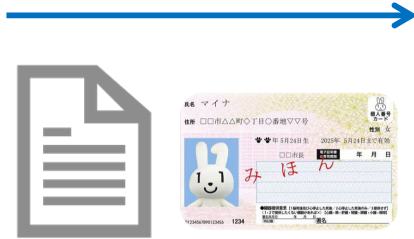
戸籍謄本 電子申請・交付

①マイナポータルログイン



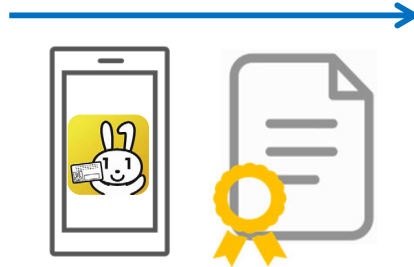
マイナポータルアプリDL
マイナンバーカードでログイン

②電子申請



申請フォーム入力
マイナンバーカードで電子署名

③電子交付



マイナポータルログイン
戸籍証明書等(電子証明書付)受領

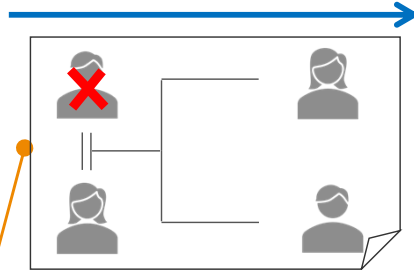
④金融機関・行政あて提出



金融機関・行政(税務署・法務局等)
戸籍証明書等(電子証明書付)提出

法定相続情報一覧図 電子申請・交付

①法定情報一覧図作成



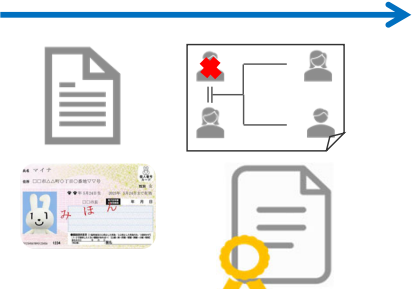
法定情報一覧図の作成は難易度が高い
「信頼できる第三者」のように作成を
支援する仕組みも普及のポイント

②マイナポータルログイン



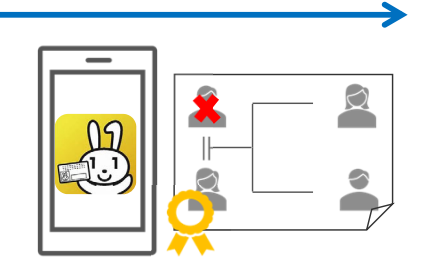
マイナポータルアプリDL
マイナンバーカードでログイン

③電子申請



申請フォーム入力
戸籍証明書等(電子証明書付)他提出
法定相続情報一覧図提出
マイナンバーカードで電子署名

④電子交付



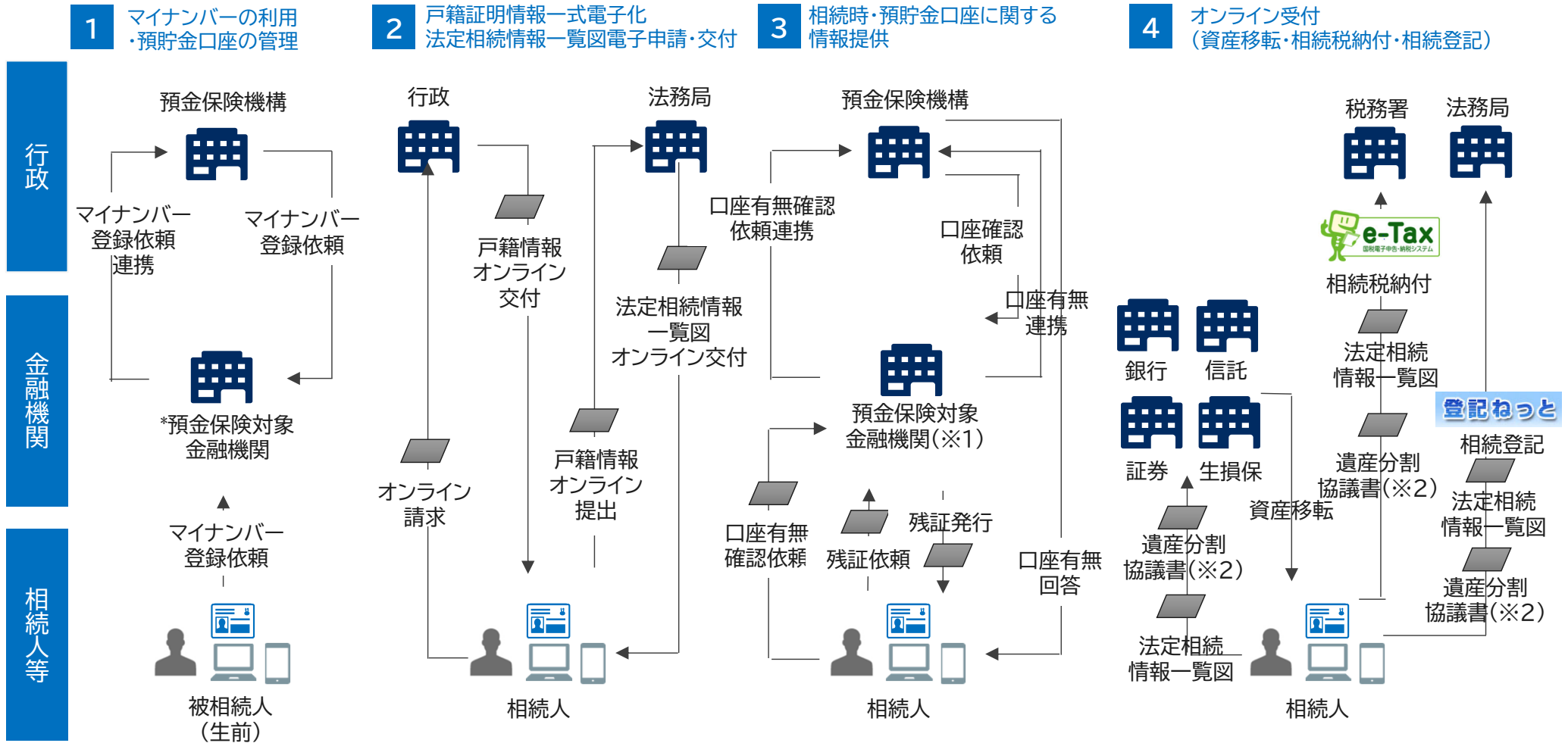
マイナポータルログイン
法定相続情報一覧図(電子証明書付)受領

Appendix

Appendix 死亡・相続OSS 金融機関手続き

- 資産情報等の集約は、マイナンバーを活用した各施策にて金融機関の口座有無の特定が可能になる見込み
- 預金保険対象金融機関に限られ、証券会社・生損保は対象外

1	3	法令公布済み
2	4	今回要望事項



(※1)都市銀行・信託銀行・地銀・新業態銀行等・信金・信組・労金・連合会・商工中金

(※2)配偶者に対する相続税額の軽減特例等を受けるには、相続人全員の署名・実印押印がなされた遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書の提出が引き続き義務付けられている。紙媒体での作成が必須となり、金融機関等も紙媒体で受付・精査している。

➡ 公的個人認証サービスを用いた電子契約による代替が望まれる

死亡・相続オンラインサービス

死亡や相続に関する手続きのオンライン化を推進します。

概要

死亡・相続に伴い、遺族に対して様々な行政手続きや民間手続きが発生します。必要な手続きは故人や遺族によっても異なり、かつ、手続き先も多岐にわたることから、必要な手続きを網羅的に把握することが難しい状況です。

また、2022年（令和4年）の[人口動態調査 厚生労働省](#)では、国内の死亡数は156万人を超え、調査開始以来最多となっており、今後も社会全体の負担が増加していくことが見込まれます。

死亡・相続に関する手続きのオンライン化を進めることで、遺族の負担軽減、利便性向上と市区町村等における手続きの効率化を図ります。

本取組の一環として、死亡に関する手続きの一つである死亡届及び死亡診断書（死体検案書）提出のオンライン化について、以下のとおり目指します。

- 2024年度（令和6年度）内：死亡届及び死亡診断書（死体検案書）提出のオンライン化に向けた課題の整理
- 2026年度（令和8年度）末：死亡届及び死亡診断書（死体検案書）提出のオンライン手続きを開始